

大津市公報

平 成 24 年 4 月 10 日 号 外 (第 26 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

監 査 委 員 告 示

次

5	定期監査の結果に関する報告について	1
6	随時監査の結果に関する報告について	2
7	財政的援助団体等に対する監査の結果に関する報告について	4

監査委員告示

大津市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果に関する報告を、 同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 4 月10日

大津市監査委員 村 嶌 由 弘 米 子 同 Щ 田 竹 基 同 内 塚 本 正 弘 同

1 監査の期間

平成23年12月1日から平成24年3月31日まで

- 2 監査執行対象機関名及び監査執行年月日 総務部ほか6部局(別表のとおり)
- 3 監査の結果

総務部

督促状の送達について(納税課)

税金の未納者に対して発付する督促状は、早期の納付を促すとともに、未収債権については時効中断の効力に加えて滞納処分の前提要件となるものである。

このため、住所又は居所等が明らかでないことにより、送達できないときには、法令の規定に従い、送達に代えて公示送達によることとされている。

このように督促状の送達は、滞納処分や市税債権の消滅時効の起算日の確定にも影響を及ぼす重要な行為であることから、速やかな対応が求められる。

ついては、地方税法等の諸規定の趣旨にのっとり、適正な手続を経ることにより、未収債権の早期回収に努められたい。

建設部

港湾の管理について(河川課)

本市が管理する港湾施設(南小松港、堅田港、雄琴港及び膳所港)について、港湾内における公共水域の適正な維持、管理を図るため、大津市港湾の管理に関する条例(平成21年4月施行)が制定された。

しかし、南小松港のみが、条例所定の港湾区域の指定告示がされており、未指定の港湾については、条例の適用を受けていない。

このため、長年にわたり事実上の占有状態におかれている港湾施設(舟溜)が見受けられることから、 未指定の港湾について実態の把握を行うとともに、港湾区域の指定を行い、適正な管理運営に努められたい。

市民病院

診療報酬等の債権管理について(事務局医事課)

診療報酬等の未収金債権の増加は、病院の健全経営の根幹にも関わるとの認識のもとで、早期の回収に取り組まれている。その一環として、債権管理回収業務の一部について、弁護士法人に委託しているほか、医事事務等関連業務の委託契約においても、未収金対応業務を含めるなど、多面的な措置を講じられている。

しかしながら、債権の管理に関する業務主体は主管課が担うものであることから、未収金債権に対する 法的措置を含めて、そのあり方等について検討されるとともに、早期回収により、堅実な病院経営に努め ていただきたい。

介護老人保健施設ケアセンターおおつ

食事調理業務の委託について(業務課)

当施設において入所者等に提供している食事の調理業務については、管理費制による契約方法に基づいて委託をしている。予算においては、固定経費である人件費等の管理費を委託費として、材料費は、契約所定の食材料費単価と提供された実食数に基づいて確定した額を給食用材料費として支出している。

ついては、支出に当たっては、給食材料の納品書等の検収を適正に実施することにより、利用者に喜ばれる食事の提供に努められたい。

別表

監査執行対象機関名及び監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
総務部	
管財課	平成24年 1 月30日
契約検査課	平成24年 1 月30日
納税課	平成24年 1 月30日
債権回収準備室	平成24年 1 月30日
福祉子ども部	
福祉政策課	平成24年 2 月 6 日
障害福祉課(やまびこ総合支援センター、北部子ども療育セン	平成24年2月6日
ター、東部子ども療育センター)	
環境部	
廃棄物減量推進課	平成24年 1 月13日
産業廃棄物対策課	平成24年 1 月13日
環境美化センター	平成24年 1 月13日
衛生プラント	平成24年 1 月13日
建設部	
広域事業調整課	平成23年12月27日
建築課	平成23年12月27日
河川課(堅田内湖対策室)	平成23年12月27日
市民病院事務局	
病院総務課	平成24年 2 月15日
医事課	平成24年 2 月15日
消防局	
消防総務課	平成23年12月19日
警防課	平成23年12月19日
北消防署(志賀分署)	平成23年12月19日
南消防署(南郷出張所)	平成23年12月19日
選挙管理委員会	
選挙管理委員会事務局	平成23年12月19日

大津市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき執行した随時監査(工事監査)の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年4月10日

大津市監査委員	村	嶌	由	弘
同	山	田	米	子
同	竹	内	基	=
同	塚	本	正	弘

1 監査の期間

平成23年12月1日から平成24年3月31日まで

2 監査の対象及び監査執行年月日

工事 9件(別表1のとおり)

委託 22件(別表2のとおり)

3 監査結果

測量、設計、調査委託業務について

関係書類及び測量、設計、調査委託業務の実施状況は、おおむね良好であった。

工事について

工事の施工状況等はおおむね良好であった。一部事務処理や書類の不備及び工事現場における補修等を要する点については、その都度、関係者に指示した。

なお、工事を発注して請負業者が決定した後、工事着手までに地元自治会や土地所有者に対する説明不足、あるいは、地下埋設物の管理者との協議不足により、相当の日数を要している工事が多く見受けられた。工事発注前に十分関係機関等と協議を終えて、円滑に工事着手が図られるようにされたい。

また、昨年来、滋賀県及び県内の市町において、設計積算ミスによる入札取消し等があったが、下水道工事では、「下水道工事設計書改算チェックリスト」により「改算担当者」、「グループリーダー」及び「所属長」によりチェック確認がされ、改算に対する責任体制が明確にされている。このことは、積算ミス防止対策上非常に役立つと思われるので、全ての工事設計積算において「工事設計書改算チェックリスト」等の導入を検討されたい。

別表1(工事)

	所管部課名	契約番号	工 事 名	監査執行年月日
1	産業観光部 田園づくり振興課	2011001318	ため池等農地災害危機管理対策事業 天壺 池改良工事	平成24年 1 月27日、 31日
2	都市計画部 堅田駅西口土地 区画整理事務所 建設部	2011001185	*堅田駅西口土地区画整理事業 12街区他 造成工事	平成24年 2 月20日、 21日
3	道路管理課	2011001467	道路改良工事(市道幹2153号線)	平成24年 1 月27日、 31日
4	建築課	2011001164	穴太団地遊歩道等整備工事	平成24年 1 月27日、 31日
5	"	2011001395	穴太団地道路整備工事	平成24年 1 月27日、 31日
6	"	2011000045 2011000047	* 比叡平幼稚園耐震改修及び園舎増築工事	
7	河 川 課	2011001169	急傾斜地防災工事(大石曽束4号地区)	平成24年 1 月27日、 31日
	企業局			
8	下水道整備課	23-32-21-00137	今堅田(第1工区)管渠築造工事	平成24年 1 月27日、 31日
9	下水道雨水対策室	23-34-21-00088	新川雨水幹線管渠築造工事	平成24年 1 月27日、 31日

(注) 2、6の工事名*印は、工事技術調査業務委託による監査

別表2(委託)

	所管部課名	契約番号	委 託 業 務 名	監査執行年月日
1	総 務 部 管 財 課	2011000884	 庁舎本館天井ガラスプロック改修工事設 計業務委託	平成24年3月1日
2	市 民 部 戸 籍 住 民 課 産業観光部	2011000757	大石淀共同墓地境界確定業務委託	平成24年 3 月 1 日

-4	十八	(24 午 4 月 10 日	^		5개(第 20 1
	3	産業政策課	2011001842	皇子が丘公園内プレハブ解体工事実施設計業務委託	平成24年3月1日
	4	農林水産課	2011002149		平成24年 3 月 1 日
	5	田園づくり振興課	2011001529	平成23年度 田用水路設計委託	平成24年3月1日
		環境部	2011001323	一个成23年及一出市小品成们安配	十成27年3万1日
	6	施設整備課	2011001192	大津市循環型社会形成推進地域計画変更 業務委託	平成24年3月1日
	7	廃棄物減量推進課	2011000796	 リユースセンター整備工事設計業務委託	平成24年3月1日
	8	"	2011001510	 (仮称)リユースセンター整備工事	平成24年3月1日
				実施設計業務委託(その2)	
		 都市計画部			
	9	大津駅西地区区画	2011000369	 道路改良工事に係る図面等作成業務委託	平成24年3月1日
		整理事務所		ZHINKI PINGILLI III MANAMALI	1 777 - 1 0 7 3 . []
	10	"	2011001635	都市再生住宅新築工事比較設計積算業務 委託	平成24年3月1日
	11	堅田駅西口土地区	2011000601	~	平成24年3月1日
		画整理事務所		画地確定測量業務委託	1 1 1 2 7 3 1 1
	12		2011000904	堅田駅西口土地区画整理事業 12街区画	平成24年3月1日
			2011000001	地確定測量業務委託	1,3,2:1 373 1 1
	13	開発調整課	2011002068	開発事業技術基準モデル設計図(基図)	平成24年3月2日
		7.25 ±0 5:0		作成業務委託	
		建設部	0044004004		
	14	道路建設課	2011001821	排水路設計業務委託(都市計画道路 3 ・ 5・112号)	平成24年3月2日
	15	"	2011001939	道路測量設計委託(都市計画道路3・5	平成24年3月2日
				・112号関連)	
	16	道路管理課	2011001905	道路修繕計画策定業務委託	平成24年3月2日
	17	"	2011001536	道路災害復旧設計委託(市道北1401号線)	平成24年3月2日
		企 業 局			
	18	水道整備課	23-05-21-00291	茶臼山配水池測量業務委託	平成24年3月2日
	19	浄水施設整備課	23-07-21-00178	石居配水池耐震診断業務委託	平成24年3月2日
	20	"	23-07-21-00173	柳が崎、膳所浄水場排水処理設備基本設	平成24年3月2日
				計業務委託	
	21	下水道雨水対策室	23-34-21-00179	おぼろ池川雨水幹線耐震設計業務委託	平成24年3月2日
	22	"	23-34-21-00033	黒津排水路土質調査業務委託	平成24年3月2日

大津市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等に対する監査の結 果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年4月10日

大津市監査委員 村 嶌 由 弘 子 同 山 田 米 同 竹 内 同 塚 正

1 監査の対象施設

大津市比良げんき村

大津市温泉保養交流施設比良とぴあ

監査期間

平成23年12月14日(水)から平成24年2月7日(火)まで

監査方法

監査に当たっては、平成23年度における指定管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等に従い適正 に執行されているかどうかを主眼として、運営状況及び会計経理の執行状況等について、指定管理者及び 所管課から説明を聴取するとともに、事業報告書及び抽出による関係諸帳簿、証書類等の調査を実施した。 併せて、現地調査を行った。

2 大津市比良げんき村

指定管理者 大津北商工会

指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

指定管理料 総額の上限額48,500,000円(平成23年度9,700,000円)

所管課 教育委員会事務局市民スポーツ課

指定管理業務の実施状況

業務の範囲

- ア 比良げんき村の使用の許可に関する業務
- イ 比良げんき村を利用に供する業務
- ウ 比良げんき村の施設及び設備の維持管理に関する業務

利用状況及び収支状況について

当施設の利用者の内訳は、約60%が高校生以下となっており、また、市内外別で見ると平成22年度実績で市内が35.0%、市外が65.0%と市外からの利用が多い。この傾向は、平成23年度も同様であり、平成24年1月現在では、市内29.7%、市外70.3%となっている。また、対前年同期間(10月末現在)での施設別比較では、キャンプ場が192件増加の5,031件で全体の77.6%を占め4.0%の増加となっているものの、天体観測施設で236件(17.6%)、木工作等実習室では137件(28.3%)とそれぞれ減少となったことから、全体としては181件(2.7%)の減少で、6,487件となっている。

利 用 状 況(10月末現在)

(単位:件、円、%)

区分	キャンプ場	天体観測施設	木工作等実習室	材料費	合 計
23 年 度	5,031	1,108	348		6,487
23 牛 皮	1,712,919	364,960	86,100	441,250	2,605,229
22 年 度	4,839	1,344	485		6,668
22 牛 反	1,570,492	379,695	122,990	357,950	2,431,127
比較増減	192	236	137		181
	142,427	14,735	36,890	83,300	174,102
前年度対比	103.97	82.44	71.75		97.29
削牛皮刈儿	109.07	96.12	70.01	123.27	107.16

上段:利用件数、下段:利用料金

収 支 状 況(10月末現在)

(単位:円、%)

	区分	23 年 度	22 年 度	比較増減	前年度対比
	委 託 料 収 入	4,852,000	4,904,000	52,000	98.94
	使 用 料 収 入	2,163,373	2,069,017	94,356	104.56
収	事 業 収 入	35,100	26,240	8,860	133.77
入の	物品販売等収入	441,250	354,650	86,600	124.42
部	雑 収 入	34	152	118	22.37
	前年度繰越金	732,993	822,493	89,500	89.12
	合 計	8,224,750	8,176,552	48,198	100.59
	人 件 費	3,562,865	3,780,063	217,198	94.25
	社会保険料等	258,755	210,799	47,956	122.75
支出	需 用 費	1,102,990	865,631	237,359	127.42

1							
の部	役	務	費	316,945	285,926	31,019	110.85
	委	託	料	904,534	885,582	18,952	102.14
	その	他の糸	経 費	411,604	526,435	114,831	78.19
		合 計		6,557,693	6,554,436	3,257	100.05
	差	引額		1,667,057	1,622,116	44,941	102.77

事業報告について

ア 月次事業報告

基本協定書の規定に基づき、利用状況、維持管理状況に関し、日報に記録し、翌月の20日までに月次事業報告書を提出することになっている。

本規定に基づき、同施設管理に関する事業報告として「キャンプ場・天体・木工作」使用実績表、「物品及び材料費」内訳、自主事業実施結果について報告がなされている。

なお、木工作等実習室については、10人未満の使用を許可しないとなっているが、家族等少人数での利用が多いことから人数制限を設けていない。

イ 年次事業報告

基本協定書の規定に基づき、当該事業年度終了後の翌年度の5月末までに、年次事業報告書を提出することになっている。

本規定に基づき、同施設管理に関する実績報告として、管理業務の実施状況及び利用状況並びに経費の収支状況についての報告がなされている。

監査結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部の事務において 適正な事務執行を要する事項が見受けられた。これらについては、指定管理者及び所管課において適切な 措置を講じられたい。

事業報告について

木工作等実習室の貸出しについては、大津市野外活動施設条例の規定により、10人未満の使用を許可しないとなっているが、家族等少人数での利用が多いことから、利用者の要望に添った柔軟な対応をされている。ついては、実態に即した規定となるよう見直しについて検討されたい。

野外活動施設の利用促進について

「あそび」を通して自然と人とのふれ合いをはかりながら、星座の観察会などの自然科学体験が楽しめる当施設は、市内だけでなく大阪や京都など市外からの利用者も多く、年間を通じて魅力ある野外施設として親しまれている。

同施設では、利用促進に向けて利用者アンケートを実施し、可能な範囲において利用者の要望に応えているところであるが、更なる利便性の向上を図ることが利用者の確保につながることからも、引き続き利用者の視点にたった施設運営に鋭意取り組まれたい。

3 大津市温泉保養交流施設比良とぴあ

指定管理者 株式会社アヤハレークサイドホテル

指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

指定管理料 - 円(利用料金制導入)

所管課 産業観光部観光振興課

指定管理業務の実施状況

業務の範囲

- ア 比良とぴあを利用に供する業務
- イ 屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可に関する業務
- ウ 比良とぴあ施設及び設備の維持管理に関する業務

利用状況及び収支状況等について

当施設における指定管理者の管理運営は、利用料金制度を導入されていることから施設の利用料金及び自主事業収入等をもって、当該施設の管理運営が行われている。

平成23年4月から10月までの温泉施設の利用者数は、71,342人(対前年同期間72,477人)で、1.57%の減少となっている。

温泉施設利用者数の推移及び収支状況は、次の表のとおりである。



収 支 状 況 (10月末現在)

(単位:円、%)

	区分	23年度	22年度	比較増減	前年度対比
	温泉利用料金	36,222,000	36,792,000	570,000	98.45
	飲 食 物 販 売	7,985,000	8,071,000	86,000	98.93
収	物 販 販売	5,888,100	6,146,700	258,600	95.79
人の部	その他の収入 (マレットゴルフ、多目的広 場手数料など)	254,000	252,000	2,000	100.79
	温泉入浴100円割引券利用者	577,100	525,700	51,400	109.78
	合 計	49,772,000	50,736,000	964,000	98.10
	原 価 費 (材料費、仕入れなど)	7,345,000	7,395,000	50,000	99.32
	販売促進費、広告宣伝費など)	3,383,000	3,664,000	281,000	92.33
支出	労 務 費 (人件費、厚生費など)	16,153,000	15,774,000	379,000	102.40
部	そ の 他 (光熱給水費、修繕費など)	18,522,000	18,270,000	252,000	101.38
	市 へ 還 元 (利用者 1 名につき10円)	713,420	724,770	11,350	98.43
	合 計	46,116,420	45,827,770	288,650	100.63
	差 引 額	3,655,580	4,908,230	1,252,650	74.48

ア 市への納付状況について

基本協定書に基づく浴場の利用に係る料金のうち、浴場の延べ利用者数に10円を乗じて得た額の市への納付金は、10月末現在713,420円(対前年同期間724,770円 1.57%)である。なお、大津市への納付は、当該年度末終了後60日以内に支払われることとなっている。

温泉利用者及び市への納付状況 (23年度は、10月末現在)

区分	23 年度	22 年度	21 年度
温泉利用者数(人)	71,342	119,194	123,280
市への納付 (円)	713,420	1,194,940	1,232,800

イ 大津市(旧志賀町)発行の回数券について

平成18年3月20日の合併前に旧志賀町において発行された回数券は、有効期限の表示がないため、

現在もこの回数券による利用があり、平成22年度の利用者は205人である。

ウ ポイントカード入浴引換券について

指定管理者の自主事業の一つとして行われているもので、温泉入浴 1 回毎にスタンプを押すポイントカードを発行されている。

20ポイント毎に「比良とぴあ無料入浴券」が進呈され、さらに60ポイント全て貯まると「比良とぴあ食事券500円2枚と比良とぴあ無料入浴券」と交換できるもので、ポイントカードの有効期限は発行日から1年間であり、入浴券・飲食コーナー利用券は発行日より2か月以内となっている。

事業報告について

ア 月次事業報告

基本協定書等の規定に基づき、毎月終了後10日以内に事業報告書(月報等)を提出することになっている。

本規定に基づき、管理運営の実施状況、施設の利用に供する業務、管理業務に係る経費の支出状況等、その他の報告事項についての報告がされている。

イ 年次事業報告

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則等の規定に基づき、毎事業年度終了後2か月以内に、管理業務に係る事業報告書及び収支決算書等を提出することとなっている。

平成22年度に係る事業報告書は、平成23年3月31日付けで提出されており、市への納付金を当該年度の収入となるよう同日付けで調定をされている。

休場の協議について

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則の規定により、当施設は火曜日と12月30日から翌年の1月1日まで休場となっているが、指定管理者から提出されている事業計画書の自主事業計画においては、火曜日も営業することとなっており、ほぼ年中無休で営業されている。

施設の保守点検業務等に係る休場の協議承認については、口頭による申請で、承認についても口頭により処理されている。

監査結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に行われていると認められたが、次のとおり一部の事務において適正な事務処理を要する事項が見受けられた。これらについては、指定管理者及び所管課において適切な措置を講じられたい。

施設の管理運営について

当施設は、利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する自主事業の収入をもって管理運営されている。利用者数は、減少傾向にあるが収支均衡が図られており堅実に経営されている。

今後においても、堅実な経営に努められるとともに、人員配置計画に基づき、有資格者・経験年数等、 職員が適正に配置され、利用者が快適かつ安全に利用できるようサービスの向上と安全管理に努められ たい。

月次事業報告及び年次事業報告について

指定管理者から提出された報告書の確認・評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導、助言を行うことにより施設の管理運営の適正化を図ることは必要不可欠である。

しかし、指定管理者指定申請書の添付書類(事業計画書、収支予算書等)と単年度協定書に基づく書類 (事業計画書、収支見込等)を見ると、収支予算書と収支見込の数値の整合が図られていない。また、収 支予算書と月次事業報告書の科目が違うため容易に確認できる状況となっていない。このことから、報告書の確認方法について検討されるとともに、チェック体制の強化が図られるよう努められたい。

休場の協議について

基本協定書では、大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則に規定する休場日及び開場時間を変更しようとする際は、事前にその旨を書面により通知した上で、協議して定めると規定されていることから、基本協定書を遵守し適切に処理されたい。